

サービスご利用までの流れ

～ご相談から福祉サービスのご利用まで、相談支援専門員がサポートいたします～



1 相談受付



青森市役所 障がい者支援課や、相談支援事業所(当事業所など)で
ご相談を受け付けています。

2 面談～ご契約



ご家族・ご本人との面談を通じて
必要な支援やご希望などを確認した後
ご契約となります。

3 計画案～申請



ニーズに合わせた必要なサービスを受け
る為の「サービス等利用計画案」
を作成し、市町村へ申請します。

4 支給決定



市町村で、提出されたサービス等利用
計画案や、勘案すべき事項を踏まえて
審査が行われ「支給決定」となります。
その後「受給者証」が交付されます。

7 モニタリング

提供されているサービスが適切に行わ
れているかを定期的に評価し、
必要に応じてサービス等利用計画書の
見直しを行います。



これらの手続きは全て
「相談支援専門員」に
おまかせください！

5 サービス担当者会議 サービス等利用計画書作成



各サービス提供事業者と相談支援専門員が集まり、
サービスの具体的内容についての会議が開かれ
ます。これを基に「サービス等利用計画書」が
作成されます。

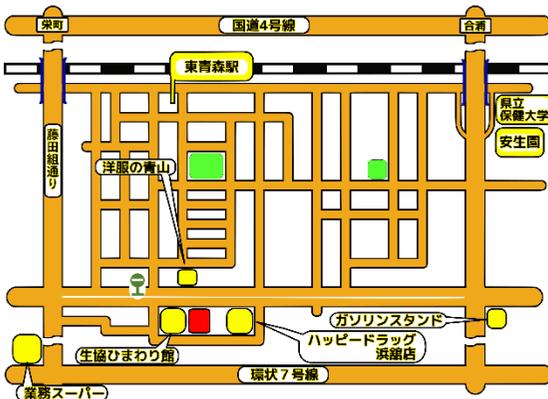
6 サービスの利用開始



「サービス等利用計画書」に基づいて
各種サービスが提供されます。

相談支援は無料です。
お気軽にご相談ください

- ・ **障がい児（就学前～18歳未満のお子様）とご家族**
子育てに関するお悩みから就学の際の疑問、放課後の過ごし方や卒業後の進路など、年齢に応じた相談及び支援を致します。
- ・ **障がいのある大人の方（18歳以上で成人している方）**
生活上のお困りごとや就業に関する事など、障がいの特性に応じた相談及び支援を致します。
- ・ **皆様の置かれている環境や心身の状態、日常生活の状況に合わせてご希望を尊重し、より良い計画を作成致します。**



住 所 青森市浜館6丁目4-5

営 業 日 月 曜 日 ~ 金 曜 日
(年末年始・盆・祝日除く)

営業時間 9:00 ~ 17:00

T E L 017-765-4560

F A X 017-765-3352

e-mail :

soudanshien@wakouen.or.jp

- 就学前のお子様から大人まで、障がいでお悩みの方のご相談を承ります。
- 相談支援専門員が、福祉サービスご利用までのサポートをします。

MEMO



社会福祉法人 和幸園

相談支援事業所



【指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業】

